

# 弁護士・弁護士法人と外国法事務弁護士とが行う 外国法共同事業の概要と届出手続について

■日本弁護士連合会調査室 ■

## 第一 はじめに

第一五六回国会（二〇〇三年通常国会）における外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正により、弁護士及び弁護士法人（以下併せて「弁護士等」といいます。）と外国法事務弁護士とが行う外国法共同事業が認められ（特定共同事業は廃止）、この改正に伴い、二〇〇四年一月一〇日臨時総会において、日弁連の会則の改正並びに会規の新設及び廃止がなされ、また同年一二月

一八日理事会において規則が、二〇〇五年一月二一日理事会において表示に関する基準がそれぞれ新設されました。

本説明書は、外国法共同事業の概要を紹介するとともに、外国法共同事業における届出手続を説明するものです。

なお、以下の説明においては、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法を「特別措置法」と、日弁連の外国法共同事業に関する規程を「規程」と略称いたします。

## 第二 外国法共同事業制度の概要

### 1 外国法共同事業の定義

外国法共同事業とは、外国法事務弁護士と弁護士等とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするものをいいます。外国法共同事業においては、改正前の特定共同事業と異なり、対象とする法律事務に制限はありませんし、共同事業を営む弁護士の業務経験年数の要件もありません。

## 2 外国法事務弁護士の職務範囲

(一) 外国法事務弁護士の職務範囲  
前述のとおり制約はありませんが、特別措置法第三条ないし第五条の三は、今回の改正においても、何ら変更されていませんので、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の職務範囲は拡大されていないことに注意しなければなりません（規程第三条第一項）。

### (二) 受任の態様

外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は弁護士等と共同して、当該外国法共同事業に係る法律事務を受任することができます（規程第三条第二項）。

ただし、外国法共同事業の対象たる法律事務の受任に際しては、依頼者に対し、それぞれの権限及び行うべき法律事務の範囲を明示して説明しなければなりません（規程第四条第一項）。

受任に際して取り扱う法律事務の範囲を特定できない事情があるときは、受任時に説明をする必要はありませんが、その事情がやんば後、遅滞なく説明をしなければなりません（規程第四条第二項）。

### (三) 法律事務の遂行の態様

外国法共同事業の対象たる法律事務のうち、外国法事務弁護士の職務範囲に属するものについては、外国法事務弁護士は、自ら法律事務そのものを行うことができますが、その職務範囲に属さないものについては、外国法共同事業の対象となっている法律事務であっても、自ら法律事務そのものを行うことはできません。

外国法事務弁護士は、その職務範囲に属しない部分については、これを行う資格を有している弁護士等又は外国法事務弁護士の指示に基づき、これを補助する形で当該法律事務に係わる業務を行うことになります。

具体的には、外国法事務弁護士は、契約書や意見書の下書きを作成したり、依頼者との打合せや相手方との交渉に弁護士等と同席して、弁護士等を補助することができます。

また、外国法共同事業に従事する弁護士等及び外国法事務弁護士（事業従事弁護士等）は、当該外国法共同事業に関連する依頼者の秘密について守秘義務を負い（規程第五条）、他の事業従事弁護士等との関係で職務を行い得ない事件があります（規程第六条及び同第七条）。

### 3 外国法共同事業の表示

#### (一) 表示の方法

外国法共同事業が行われる場合、依頼者その他の第三者に対し外国法共同事業を行って他の第三者に対する依頼者の事務所に誤解が生じないようにしなければなりません。

そこで、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士及び弁護士等は、事務所の名称に外国法共同事業を営む旨及びその相手方の事務所の名称を附加するものとされています（特別措置法第四条の四、外国法共同事業の表示に関する基準（以下「基準」といいます）第一条第一項及び第三項、第三条第一項及び第三項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項及び第三項）。なお、

外国法共同事業の表示は、事務所名称に付加されるものですから、事務所名称そのものではありませんが、事務所名称を使う場合は必ず附加表示しなければなりません（事務所を共にしない場合の弁護士等の表示については、付加表示は任意とされています）。たとえば、名刺、封筒、便箋に事務所名称を記載する場合は、外國法共同事業の表示が必要となります。

ただし、後に説明するとおり、外国法共同

事業を行う外国法事務弁護士と弁護士等が事務所を共にし、かつ当該外国法共同事業において法律事務の範囲に制限を設けていない場合であって、その弁護士等の事務所の名称中（弁護士法人の場合は、主たる事務所の名称に限る）に「外国法共同事業」の文字があるときは、付加表示の例外が認められ、弁護士等はもちろん外国法事務弁護士も当該弁護士等の事務所の名称を自己の事務所の名称として使用することができます（特別措置法第四条の五、基準第三条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項）。

表示の様式は、基準の別紙に定められています。  
 (1) 外国法共同事業を付加表示する場合（特別措置法第四条の四）の様式  
 (2) 外国法共同事業を付加表示する場合（特別措置法第四条の五）の様式  
 (3) 外国法共同事業との文字を含む弁護士と弁護士法人との外国法共同事業  
 (4) 事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式4のとおり表示します。  
 (1) 事務所を共にしない外国法事務弁護士と弁護士との外国法共同事業  
 外国法事務弁護士は、基準別紙様式1のとおり表示します。なお、外国法事務弁護士は、これに加えて弁護士の事務所の住所も付記することができます。これに対し弁護士の表示は、基準別紙様式2に定められています。

一方が他方を従属させたり、実質的に雇用するものではありません。また、外国法事務弁護士の権限を拡大するものではありませんから、権限外業務への不当な関与は禁止されています（特別措置法第四条の二）。

付記された事項が変更された場合、これに伴い付記の訂正、抹消が行われます（特別措置法第四条の三第四項、第六項、規程第二一条第二項、第三項）。

日弁連が外国法共同事業を営む弁護士等や外国法事務弁護士を適切に指導監督するためには、それらの者の名簿に一定の事項を付記させることができます。

付記された事項が変更された場合、これに伴い付記の訂正、抹消が行われます（特別措置法第四条の三第三項、第五項、規程第一〇条第三項、第四項）。

詳しくは、第三で述べます。

ようすに事務所名称及び表示をすべきかが問題となります。①については、同条の文言（できる）からは肯定せざるをえないとするところ、②については、(i) そのようなわゆる一体型事務所である以上一つの事務所名称でなければならないと考えるか、(ii)

そのようなわゆる一体型事務所であっても、現行法上は、弁護士・外国法事務弁護士のそれぞれが別の事務所名称を使用する

ことも可能なことを前提とし、同法第四十九条の四の原則に従ってそれぞれ「外国法共同事業」と外国法共同事業を営む弁護士等または外国法事務弁護士の事務所名称を付加表示すべきと考えるかは、議論が分かれることころです。

(四) 外国法共同事業との文字を含む弁護士法人の事務所名称（主たる事務所に限る。）を使用する場合（特別措置法第四条の五）の様式基準別紙様式8のとおり表示します。

#### 6 付記

日弁連は、外国法共同事業に関する届出があつたときは、届け出られた事項のうち一定のものを弁護士名簿又は弁護士法人名簿及び外国法事務弁護士名簿に付記します（特別措置法第四条の三第二項、規程第一一条第一項）。

#### 8 通知

外国法共同事業に関する届出は、各弁護士会を経由せずに直接日弁連に対してなされます。そのため、日弁連は、外国法共同事業を営む弁護士等及び外国法事務弁護士の各所属弁

(2) 事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士との外国法共同事業

基準別紙様式3のとおり表示します。

事務所を共にしない外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

のとおり表示します。なお、外国法事務弁護士は、これに加えて弁護士法人の外國法共同事業に係る事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式5のとおり表示します。

事務所を共にしない外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

のとおり表示します。なお、外国法事務弁護士は、これに加えて弁護士法人の外國法共同事業に係る事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式7のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式8のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式9のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式10のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式11のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式12のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式13のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式14のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式15のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業

基準別紙様式16のとおり表示します。

事務所を共にしない事務所の名称及び所在地も付記することができます。これに對し弁護士法人の表示は、基準別紙様式6に定められています。

護士会に対し、届出事項を書面で通知して、各弁護士会の指導、連絡及び監督の用に供します。（特別措置法第四十九条の三第七項、規程第一三條）。

### 第三 届出手続

1 目的及び性質  
日弁連は、外国法共同事業を営む弁護士等及び外国法事務弁護士を適切に指導監督するため、外国法共同事業を営む弁護士等及び外国法事務弁護士に一定の届出義務を課しています。

本届出制度は、行政手続法第一条第七号で定義されている「届出」であり、届出書の記載事項に不備がなく、必要な書類が添付されている適式な届出が日弁連に到達したときに届出義務が履行されたことになります。（行政手続法第三七条）。

#### 2 開始の届出（規程第一〇条第一項、第二項）

##### (一) 届け出る場合

外国法共同事業を営もうとする弁護士等及び外国法事務弁護士は、予め、連名で規程第一五条第一項第五号）

- 一〇条第一項及び第二項の届出をしなければなりません（以下「開始届出」といいます）。  
例えば、弁護士甲と外国法事務弁護士Aが新たに外国法共同事業を営む場合は、甲とAの連名で開始届出します。  
また、既に、弁護士甲と外国法事務弁護士Aが外国法共同事業を営んでいる場合、弁護士乙がこれに加わるときは、乙とAは連名で開始届出をし、甲はAと連名で規程第一〇条第三項の変更届出（以下「変更届出」といいます）をすることとなります。  
(二) 届出事項
- (1) 弁護士と外国法事務弁護士との外国法共同事業の場合
    - ① 弁護士の氏名、事務所の名称及びその所在地（規程第一〇条第一項第一号）
    - ② 外国法事務弁護士の氏名、事務所の名称及び所在地（同条第一項第一号）
  - (2) 外国法共同事業を営む弁護士及び外國法事務弁護士全員の氏名、事務所の名称及びその所在地を届出事項として記載しなければなりません。  
事務所の所在地は、弁護士又は外国法事務弁護士のそれぞれが事務所の住所
  - (3) 当該外国法共同事業に係る法律事務弁護士の氏名及び登録番号（同条第一項の範囲（同条第一項第三号）
    - ④ 雇用する弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号（同条第一項の範囲）

第四号)

ことになります。

由をいいます。

外国法共同事業において、当事者たる弁護士及び外国法事務弁護士以外にどのような弁護士又は外国法事務弁護士がこの事業に係わるのかを明らかにさせ、外国法事務弁護士による権限外法律事務の禁止の潜脱防止等のために届出事項とされたものです。

#### ⑤ 外国法共同事業契約中の契約事項（同条第一項第五号）

##### i 外国法共同事業に関する契約で典型的なものは、組合契約です。

組合契約においては、「出資」が要件とされていますので（民法第六七条）、出資が金銭の場合には金額を、財産の場合はその財産を特定する事項を、労務の場合は労務の内容を届出書に記載しなければなりません。厳密には組合契約と言えない契約においても、共同で事業を行う契約である以上組合契約の出資に準ずるもののが存在するはずですので、これも同様に届出書に記載していただく

- ことになります。
- ii 外国法共同事業の運営に関する事項の決定方法  
外国法共同事業が営まれるに当たっては、種々の意思決定がなされます。例えば、新たに、弁護士又は外国法事務弁護士を参加させるか否かとか、事務員の採用、利益分配方法の変更等様々な場面で意思決定が要求されますが、その意思決定方法を届け出てもらうものです。

意思決定の方法としては、全員一致、多数決で各当事者の議決権均等、各当事者の出資割合に応じて議決権を有するとか、種々の形式が考えられます。不合理な意思決定の方法を定めた場合は特別措置法第四九条の二に抵触するおそれがあります。

##### (2) 弁護士法人と外国法事務弁護士との外國法共同事業

上記(1)(2)ないし(5)に加え、次の事項を連名で届け出なければなりません。

- ① 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の名称及び主たる事務所又は従たる事務所の所在地（主たる事務所又は従たる事務所に名称があるときは、名称を含む）
- ② 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の社員の氏名及び登録番号並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

##### iii 契約終了原因とは、期間の定めの義務の内容

ある場合はその期間、解除（解約）事由が定められている場合はその事

所として登録した場所を記載します。  
特定共同事業の場合と異なり、事務所を共にしない外国法共同事業も認められますので、事務所の所在地はそれぞれ別であっても構いません。

外国法共同事業届出等取扱規則（以下「規則」といいます。）別紙第一号書式

に、弁護士名簿又は外国法事務弁護士名簿に登録してある氏名、事務所の名稱及び所在地を記載していただきます。

九条の五（弁護士の事務所名称と同一の事務所名称を使用できる場合）に該当する事務の範囲に制約があるのか否かが分かるよう記載してください。

九条の五（弁護士の事務所名称と同一の事務所名称を使用できる場合）に該当する事務の範囲について、特定共同事業のような制限はありません。対象とする法律事務所名称を使用できる場合）に該当する事務の範囲に制約があるのか否かが分かるよう記載してください。

九条の五（弁護士の事務所名称と同一の事務所名称を使用できる場合）に該当する事務の範囲について、特定共同事業のような制限はありません。対象とする法律事務所名称を使用できる場合）に該当する事務の範囲に制約があるのか否かが分かるよう記載してください。

### 3 変更届出（規程第一〇条第三項）

#### (一) 届け出る場合

外国法共同事業を営む弁護士等及び外国法事務弁護士は、届出事項を変更しようとするときは、予め、連名でその旨を届け出なければなりません。

その例を若干以下に挙げてみます。

##### (1) 規程第一〇条第一項第一号関係

弁護士甲及び同乙と外国法事務弁護士A及び同Bが外国法共同事業を営んでいる場合、新たに、弁護士丙がこれに加わるときは、甲及び乙にとっては丙の参加は規程第一〇条第一項第一号の変更となります。

##### (2) 規程第一〇条第一項第五号関係

前(1)の設例において、丙が参加したり、Bがやめたりすれば、必然的に、第五号、アの「出資又は出資に準ずるもの」も変更されますので、当事者全員（参加又は脱退する者を除く）について届出事項の変更となります。

(二) 届出事項

既に届け出である事項中、変更される部分を届け出なければなりません。

### 4 廃止届出（規程第一〇条第四項）

#### (一) 届け出る場合

外国法共同事業を営む当事者がこれをやめたときは、外国法共同事業を営む弁護士等及び外國法事務弁護士は連名でその旨を届け出なければなりません（以下「廃止届出」といいます）。

例えは、弁護士甲及び同乙と外国法事務弁護士Aとが外国法共同事業を営んでいたところ、乙が脱退する場合は、乙とAとが廃止届出を出し、甲にとっては届出事項の変更となります。

#### (二) 届出事項

外国法共同事業を廃止する旨届け出ます。

### 5 書式及び添付書類

届出に関する書式及び必要な添付書類については、規則において定めてあります。

(一) 開始届出  
届出書は、規則別紙第一号書式として定めています。  
開始届出に必要な添付書類は、規則別紙第四号及び第五号書式の申述書として定めてあります。

**外国法共同事業の表示に関する基準**  
(平成一七年一月二一日理事会議決)  
(目的)  
第一条 この基準は、外国法事務弁護士及び外國法事務弁護士法人が外国法共同事業を営む場合において、その事務所の名称の表示に関し、外國法事務弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「特別措置法」）

添付書類の署名は、届出人全員が行うことになります。

#### (二) 変更届出

届出書は、規則別紙第一号書式として定めたり、変更に係る事項を証する書類又はその写しを添付しなければなりません。

添付書類については、開始届出において要する証拠方法が申述書ですので、変更届出においても同様の申述書を添付していただことになります。

#### (三) 廃止届出

届出書は、規則別紙第二号書式として定めています。

という。）及び弁護士法その他の法令を遵守し、依頼者に誤解を与えるなど品位を損なうものとならないよう、その基準を定めることを目的とする。  
(事務所を共にしない外国法事務弁護士と弁護士との外国法共同事業)

第二条 弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、事務所を共にしない場合において、事務所の名称を表示するときは、次に掲げる事項を別紙様式1のとおり表示するものとする。

一 その事務所の名称に付加して「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称を表示する。

二 外国法共同事業に係る弁護士の事務所の名称

2 外国法事務弁護士は、前項第一号の表示に付加して弁護士の事務所の所在地を表示することができる。

3 外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む弁護士は、事務所を共にしない場合において、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別紙様式2のとおり表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨  
二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所の名称  
三 前号の事務所の所在地  
(事務所を共にする外国法事務弁護士と弁護士の外国法共同事業)  
第三条 事務所を共にして弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る弁護士の名称及び当該外国法共同事業に付加して別紙様式3のとおり表示するものとする。

2 前項の外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であって、事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、自己の事務所の名称のみを別紙様式4のとおり表示することができる。

(事務所を共にしない外国法事務弁護士と弁護士法人との外国法共同事業)

第四条 弁護士法人と外国法共同事業を営む場合において、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して次に掲げる事項を別紙様式5のとおり表示するものとする。



- イ 弁護士法人の主たる事務所において事務所を共にする場合
- 弁護士法人 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
  - (例) ひまわり弁護士法人 ウィリアムズ  
　　外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
  - 弁護士法人××事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
  - (例) ひまわり弁護士法人大阪事務所 ウィ  
　　リームズ外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
  - 口 弁護士法人の従たる事務所において事務所を共にする場合
  - 弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
  - (例) ひまわり弁護士法人東京事務所 ウィ  
　　リアムズ外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
  - 国法共同事業

- 4 ① 事務所を共にし、法律事務の範囲に制限を設けずに外国法共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士が、改正法四九条の五に基づく同一事務所名称を使用しない場合の弁護士、外国法事務弁護士の事務所名称は、以下のとおり取り扱う（表示は様式3となる）。

- ① 外国法共同事業の相手方を含めた（並列した）事務所名称を使用する。

- (例1) 弁護士の事務所名称：○○法律事務所△△外国法事務弁護士事務所  
　　外国法事務弁護士事務所名称：○○法律事務所△△外国法事務弁護士事務所

- (例2) 弁護士の事務所名称：○○法律事務所△△外国法事務弁護士事務所  
　　外国法事務弁護士事務所名称：○○法律事務所△△外国法事務弁護士事務所  
　　外国法共同事業

解されない。】

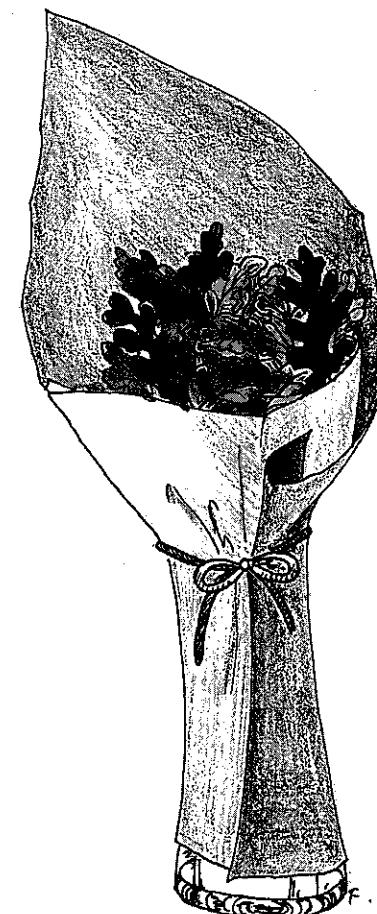
の一部ではない。

② 弁護士、外国法事務弁護士が別々の事務所名称を登録事項として届け出ることはできない。

(例) 弁護士の事務所名称：○○法律事務所

△△外国法事務弁護士事務所

- 外國法共同事業の表示に関する基準（第3条）  
〔文字の大小は指定できない。】
- 2 様式3、4以外で、登録事務所名称としては認められないもの（外國法共同事業の表示としては許容範囲内）
- ① ○○法律事務所 外國法共同事業
  - ② ○○法律事務所 外國法共同事業
  - ③ ○○法律事務所一外國法共同事業
- 3 様式3、4以外で、許容範囲外と解されるもの
- ① ○○法律事務所（外國法共同事業）
  - ② ○○法律事務所／外國法共同事業
  - ③ ○○法律事務所—外國法共同事業
- 【改正法四九条の五に規定される「事務所の名称中に外國法共同事業の文字があるとき」とは
- 弁護士法人××外國法共同事業法律事務所



1 様式3、4以外で、許容範囲内と解されるもの

イ 弁護士法人の大坂外国法共同事務所

(例) ひまわり弁護士法人大阪外国法共同事務所法律事務所

① 外國法共同事業法律事務所○○  
【名称中の○○の位置は前後しても良い。】

② ○○法律事務所・外國法共同事業

③ 外國法共同事業・○○法律事務所

【・は並列の意と解されること、現状の事務所名称においても使用されていること。】

平成一七年四月一日

外國法共同事業における事務所名称の取扱い

○○弁護士法人××外國法共同事業法律事務所

2 様式3、4以外で、登録事務所名称としては認められないもの（外國法共同事業の表示としては許容範囲内）

【スペースは登録できない。】

3 様式3、4以外で、許容範囲外と解されるもの

① ○○法律事務所（外國法共同事業）

② ○○法律事務所／外國法共同事業

③ ○○法律事務所—外國法共同事業

【改正法四九条の五に規定される「事務所の名称中に外國法共同事業の文字があるとき」とは

○○弁護士法人××外國法共同事業法律事務所

1 様式3、4以外で、許容範囲内と解されるもの

イ 弁護士法人の大坂外国法共同事務所

(例) ひまわり弁護士法人大阪外国法共同事務所法律事務所

① 外國法共同事業法律事務所○○  
【名称中の○○の位置は前後しても良い。】

② ○○法律事務所・外國法共同事業

③ 外國法共同事業・○○法律事務所

【・は並列の意と解されること、現状の事務所名称においても使用されていること。】